

# 留 意 事 項

寝屋川市の給水区域内に震度6弱以上の大規模な地震や漏水事故などが発生したときに、被害状況等の早期把握と応急給水体制の強化を図るため、皆様の知識・技術・経験を活かした補助活動や協力をお願いするものです。

寝屋川市上下水道局災害時支援協力員として登録する際は、本留意事項を熟読していただいた上で所定の様式1（寝屋川市上下水道局災害時支援協力員登録申込書）に必要事項を記入して申し込みしてください。

## 1 登録要件

- (1) 寝屋川市、守口市、枚方市、大東市、門真市、四條畷市、交野市の区域内に居住していること。
- (2) 申し込み時点において、満年齢で75歳未満であること。
- (3) 寝屋川市上下水道局、他の地方公共団体における水道関係部局及び民間の水道事業関係企業（水道工事店等）、又はライフライン関連企業（ガス・電気・通信等）における勤務経験があること。

## 2 活動内容

- (1) 参集
  - ア 寝屋川市において震度6弱以上の地震発生時及びその他の災害等で市上下水道事業管理者が要請した時の指定する場所への参集。
  - イ 指定する場所への道中において、水道水の噴出や水道管からの漏水の可能性のある場所等の情報収集と報告。
- (2) 寝屋川市が実施する応急給水拠点における応急給水活動の補助
- (3) 市上下水道事業管理者が開催する研修への参加（概ね年1回）

## 3 活動の支援等

協力員として登録していただいた際、以下の物品を貸与しますので、災害発生時における応急給水活動の補助等及び市上下水道事業管理者が開催する研修時に着用してください。

- (1) 貸与物品  
ブルゾン、Tシャツ、腕章、帽子
- (2) 辞退等により当該協力員の登録を抹消された時は、速やかに(1)の物品を返却してください。  
自己都合により汚損・紛失した場合は、実費にて弁償していただきます。

## 4 その他

- (1) 報酬等
  - ア 活動に対する報酬は無償とします
  - イ 研修への参加に係る交通費等は、協力員の負担とします
- (2) 保険加入  
協力員としての活動時の万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入していただきます。なお、保険料は市上下水道局が負担します。